員会だより

- ●発 行令和3年3月31日
- ●企画·編集 大和市農業委員会 〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号 電話 046(260)5137

農家戸数/374戸 農地面積/195.96ha (令和3年1月1日現在)



深見地区



大和市の農業の将来に向けて

大和市農業委員会長 小菅 正德

陽春の候、皆様方におかれましてはますますご清祥のこ ととお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会の活動に対しましてご理解ご協 力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により、国 は2度にわたり「緊急事態宣言」を発し、日本国民は外出自 粛の要請を受けこれまで経験したことがない状況に追い込 まれました。

一方、「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決 定され、この計画の見直しにおいて、地域農業をいかに維 持し、次世代に継承していくか、という視点の重要性や国 内農業の生産基盤の強化は必要不可欠であり、農地の利 用集積・集約化さらには、担い手の確保・育成が農業経 営の底上げにつながり、幅広く生産基盤の強化を図ること とされております。

本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、後継 者不足等による担い手の減少や相続を契機とした農地の 減少、農地の保全管理や農地の遊休化など、将来が憂 慮される状況も見受けられております。また、いわゆる202 2年問題では、多くの生産緑地で行為制限が解除されると 予見されており、これに伴う新たな制度として生産緑地の 買取申し出が可能となる期日を10年延期する制度「特定 生産緑地制度 |が創設されました。この制度を有効に活用 できるよう農地所有者へ周知することも私たち農業委員会 の役割と考えております。

農業委員会としては、コロナ禍ではございましたが、感 染予防対策を十分に行い農業委員全員で今年度も2回の 農地パトロールを実施、併せて遊休化が懸念される農地 所有者に対しては農地の適正管理などの指導を行ってま いりました。皆様のご協力の成果もあり今年度も遊休農地 の増加を防ぐことができました。

次に、昨年11月、市長に対して「令和3年度大和市農 業施策に関する意見書」を提出し、(1)都市農地の保全と 有効利用に関する支援について(2)農業生産環境対策に ついて(3)担い手の育成・確保について(4)地産地消の 推進について(5)鳥獣害対策について(6)農業委員会組 織の体制整備に対する支援について、など6項目の農業 施策を提言致しました。

今後も地域や関係機関の方々の協力を賜り、大和市民 のため、また農業者の代表として本市農業の発展に向け、 農業委員会の業務を遂行してまいりますので、皆様方のよ り一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶 とさせていただきます。

(E3)	







会長あいさつ 1	農地の適正管理を心がけましょう
農業委員会活動報告 2	知って得する農業者年金制度 Q&A <mark>《</mark>
特定生産緑地制度について	

農業委員会活動報告

(令和2年1月~12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売 買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴 う農地法等の許可申請の審査を行っています。

また、今年も農地パトロール月間である8月 及び10月に市内農地のパトロールを実施しま した。6班に分かれて市内農地を巡り、遊休農 地や農地の違反転用などの早期発見に努め、そ の発生防止を呼びかけました。

近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、 全国的には遊休農地が年々増加する傾向にある ため、耕作できない農地については、農業経営 基盤強化促進法に基づく利用権設定や都市農地 の貸借の円滑化に関する法律等を活用し、意欲 のある農業者に貸し付けるなど有効利用を図っ ています。



農地パトロール



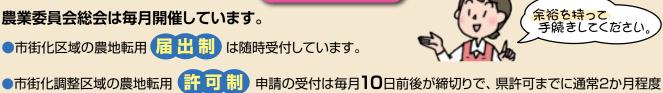
農業委員会総会

総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件 数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	0
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	12
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条·5条許可)	7
市街化区域内農地の転用	農地法(4条·5条届出)	88
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	13
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	15
その他	農業委員会等に関する法律施行令	5

お 知 せ

●市街化区域の農地転用 届出制 は随時受付しています。



農政活動協力金募金

昨年12月にご協力いただいた「一般社団法人 神奈川県農業会議農政活動協力金 | の募金は、1 月末に取りまとめが完了し、合計で72,400円と なりました。お寄せいただいたご厚志は、一般社 団法人神奈川県農業会議において、農家の皆様

が安心して農業経営を継続で きるよう様々な農政活動に使 わせていただきます。

かかります。

ご協力ありがとうございま した。



農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、相続した方が地元を離れて、 自分では手入れができない場合などに、農地の管 理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手 伝いをします。

相続などによる農地の権利取得を農 業委員会が把握することで、農地の 有効利用に役立てています。



大和市農業委員会へお問い合わせください。 電話046(260)5137

特定生産緑地制度について

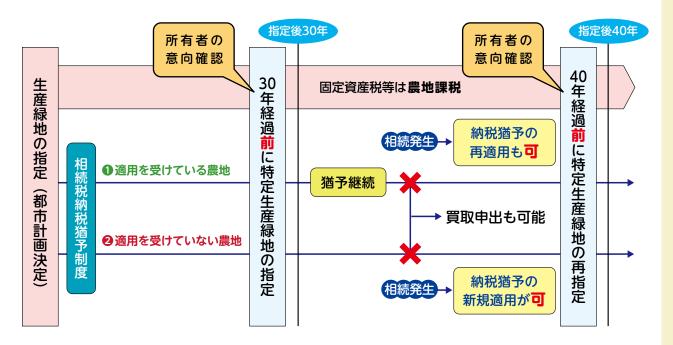
生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも市に買取申出が可能となるとともに、固定資産税等の税制の特例措置がなくなります。

そのため、引き続き生産緑地の保全を図るため、所有者の意向を踏まえ、特定生産緑地の指定ができるようになりました。

「特定生産緑地」は、生産緑地地区の都市計画決定から30年経過するまでに指定する必要があります。 引続き、営農を希望する場合は、「特定生産緑地」の指定をご検討ください。

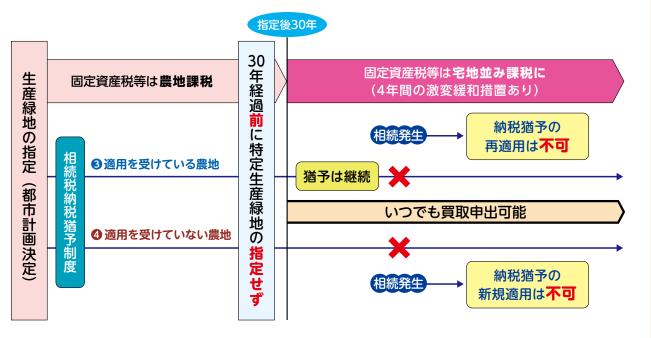
特定生産緑地の指定を受けた場合

(現在、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地は①、受けていない農地は②の → をご覧ください)



特定生産緑地の指定を受けなかった場合

(現在、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地は③、受けていない農地は④の → をご覧ください)



※特定生産緑地の指定を受けなくても、買取申出後3ヵ月経過するまでは行為制限は継続

農地の適正管理を心がけましょう

農地造成については注意してください。

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話を持ち掛けられたら、安易に契約や承諾しないで、必ず地元の農業委員または、農業委員会事務局にご相談ください。造成については、許可申請が必要になります。また、悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃げてしまうケースもあり、そのため所有者が多額な費用をかけて是正することにもなりかねません。

┃ 農地が耕作できなくなった場合は ┃ ご相談ください。

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの 方は、利用権設定(期限付き農地貸借制度)などによ る、農地のあっせんも行っていますので、是非ご相談 ください。



農地のご相談は

大和市農業委員会事務局 電話 046-260-5137または各地区農業委員まで



別って信じる 農業者年金

Q&A

女性農業者の 皆さんご存知ですか?



Q:農業者年金はどのような 仕組みになっていますか?

A: 少子高齢時代でも安定し、安心して加入できる積立方式・確定拠出型の年金です!

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる積立方式の年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の仕組みです。「積立方式・確定拠出型」の農業者年金制度は、加入者や受給者の方の数がどのように変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度ですので、少子高齢時代でも安心してご加入いただけます。

保険料の額は月額2万~6万7千円の間で千円単位で選択でき、途中で自由に増減させることもできます。年金は、生きている間必ず決まった金額が支払われる終身年金です。また、仮に80歳よりも前に亡くなった場合でも、80歳までの農業者老齢年金の現在価格に相当する金額は、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

農業者年金の受給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	年金額(年額)	
加八十即	別別別問	男性	女 性
20歳	40年	75万円	63万円
30歳	30年	50万円	42万円
40歳	20年	30万円	25万円
50歳	10年	13万円	11万円

- ※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが 2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。
- ※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の17年間(平成30年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.82%です。
- ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和2年度は0.20%となっています。
- ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金には、●国民年金の第1号被保険者で、●年間60日以上農業に従事する、 ●60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

> 農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか 農業委員会または農業者年金基金にお問い合せください。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF虎ノ門ビル 5F 電話: 03(3502)3942 http://www.nounen.go.jp/

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!